

事業場排水監視にかかる基準超過事例について(2024年度)

芝原 知弘

Cases of exceeding standards in effluents monitoring (2024)

Tomohiro Shibahara

Key Words：事業場排水effluents,

はじめに

本県では、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設(指定地域特定施設を含む)を設置している工場又は事業場(以下、「事業場」という)の排水監視を実施している。2024年度の特定期間排水監視計画に基づいて当センターに搬入された検体の測定結果について報告する。

方法

「環境庁告示第64号」に規定された方法で測定を行った。日平均排水量50m³未満の事業場についてはpHを、50m³以上の事業場については一般項目(pH、BOD(海域湖沼以外の公共用水域に排出する事業場)、COD、SS)を必ず測定。その他項目については、事業場ごとに異なる。

結果

実施件数は201件(1142成分)、うち基準超過数は5件(5成分)であった。地区ごとの測定結果については表1、基準超過の詳細については表2のとおりである。

1 東部地区

32事業場34件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

2 国東地区

5事業場6件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

3 中部地区

14事業場16件の事業場排水について測定を行い、水産食料品製造業1件(燐含有量)で基準超過であった。

4 由布地区

25事業場31件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

5 南部地区

10事業場16件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

6 豊肥地区

27事業場31件の事業場排水について測定を行い、飲料製造業1件(SS)で基準超過であった。

7 西部地区

33事業場34件の事業場排水について測定を行い、旅館業2件(SS、pH)で基準超過であった。

8 北部地区

24事業場29件の事業場排水について測定を行い、すべて基準未満であった。

9 高田地区

4事業場4件の事業場排水について測定を行い、保存食料品製造業1件(SS)で基準超過であった。

表1

	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	合計		
事業場数	32	5	14	25	10	27	33	24	4	174		
実施件数	34	6	16	31	16	31	34	29	4	201		
実施成分数												
水素イオン濃度(25℃)	34	6	16	31	16	31	34	29	4	201		
生物化学的酸素要求量(BOD)								32			32	
化学的酸素要求量(COD)	30	5	16	30	16	30	32	24	4	187		
浮遊物質量	30	5	16	30	16	30	32	24	4	187		
窒素含有量	30	5	16	30	15	27	32	24	4	183		
燐含有量	30	5	16	30	15	27	32	24	4	183		
カドミウム及びその化合物				1				4	3	4	12	
シアン化合物				1					2	1	4	
有機燐化合物												
鉛及びその化合物				1				4	3	8	16	
六価クロム化合物			1	1	1				3	4	10	
砒素及びその化合物				1			3	4	1	1	10	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物				1				1	1	1	4	
アルキル水銀化合物												
ポリ塩化ビフェニル												
トリクロロエチレン				1					2			3
テトラクロロエチレン				1					2			3
ジクロロメタン				1					4			5
四塩化炭素				1					1	3	5	
1, 2-ジクロロエタン	1				1							2
1, 1-ジクロロエチレン												
シス-1, 2-ジクロロエチレン												
1, 1, 1-トリクロロエタン				1					1	3	5	
1, 1, 2-トリクロロエタン												
1, 3-ジクロロプロペン												
チウラム				1					1	2	4	
シマジン												
チオベンカルブ												
ベンゼン				1					1			2
セレン及びその化合物				1							1	
ほう素及びその化合物	1	1	1							2	5	
ふっ素及びその化合物	2	1								6	9	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物				4				16	12	12	44	
1, 4-ジオキサン												
銅含有量				1				3	1	3	8	
亜鉛含有量				1				3	3	3	10	
溶解鉄含有量				1				3	1			5
溶解マンガン含有量							1				1	
クロム含有量(T-Cr)							1				1	
合計	158	29	103	152	81	183	229	187	20	1142		
基準超過数				1				1	2	1	5	

表2

特定施設の種類の種類		項目	測定結果 (基準)	規定
豊肥	10 飲料製造業	SS	69 mg/L (45 mg/L)	上乘せ排水基準
西部	66の3 旅館業	SS	370 mg/L (200 mg/L)	一律排水基準
高田	4 保存食料品製造業	SS	47 mg/L (45 mg/L)	上乘せ排水基準
西部	66の3 旅館業	pH	5.6 (5.8-8.6)	一律排水基準
中部	3 水産食料品製造業	磷含有量	20 mg/L (16 mg/L)	一律排水基準